

熊本県公報

第 1 1 5 6 3 号
平成 19 年 6 月 18 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………(社会福祉課) 1
- 生活保護法の規定による医療機関の変更……………(") 2
- 生活保護法の規定による医療機関の廃止……………(") 2
- 生活保護法の規定による医療機関の辞退……………(") 3
- 構造計算適合性判定機関の指定……………(建築課) 3
- "……………(") 3
- 道路の供用開始……………(道路保全課) 3
- 道路の区域変更……………(") 4

公 告

- 熊本都市計画公園の変更……………(都市計画課) 4
- 中心市街地活性化法第 55 条第 1 項に基づく第二種大規模小売店舗立地
法特例区域の指定……………(商工政策課) 4

告 示

熊本県告示第 552 号
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療機関等を次のように指定した。
平成 19 年 6 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6070078	保利病院	医療法人至誠会 保利病院	山鹿市古閑 984	平成 19 年 4 月 1 日
6230007	間部病院	医療法人美里み どり会	下益城郡美里町永富 328 番地	平成 19 年 4 月 1 日
6020150	田中医院	田中 洋一	人吉市瓦屋町 1440-1	平成 18 年 4 月 15 日
6070079	まえはら泌尿器 科クリニック	医療法人昭陽会	山鹿市中 975-3	平成 19 年 4 月 1 日

〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6054028	あさの歯科医院	浅野 司	玉名市山田 2203-1	平成 18 年 7 月 18 日
6014088	久保歯科医院	久保 貴文	八代市塩屋町 1-24	平成 18 年 12 月 11 日
6054029	あさの歯科医院	医療法人なごみ 会	玉名市山田 2203-1	平成 19 年 2 月 1 日
6534003	さくら歯科	田村 尚子	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 3790-1	平成 19 年 5 月 1 日

〔薬局〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
0001013	吉崎薬局 菊水 店	吉崎薬品有限会 社	玉名郡和水町江田 4018-1	平成 19 年 2 月 1 日
0001014	水上薬局	有限会社犬童薬 局	球磨郡水上村岩野 2621-1	平成 19 年 4 月 1 日

0001015	龍ヶ岳調剤薬局	有限会社同仁	上天草市龍ヶ岳町高戸 1237-17	平成 19 年 4 月 1 日
0001016	さくら調剤薬局 宇土店	アドバンス株式 会社	宇土市高柳町高柳 227 番 9	平成 19 年 5 月 1 日
0001017	鹿本中央調剤薬 局	株式会社熊本メ ディファ	山鹿市鹿本町来民 1107	平成 19 年 5 月 1 日

熊本県告示第 553 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の指定医療機関等から変更の届出があった。

平成 19 年 6 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	開設者	変更事項		変更年月日
		旧	新	
いしはら皮ふ科 クリニック	石原 秀治	所在地		平成 18 年
		菊池郡大津町室門出 177-2	菊池郡大津町室 215-8	11 月 11 日
多田隈内科医院	中島 奈津子	開設者		平成 19 年
		多田隈 奈津子	中島 奈津子	3 月 18 日

〔施術者（柔道整復）〕

施術所名称	施術者	変更事項		変更年月日
		旧	新	
整骨院 H.B.C 光の森	松永 教史	名称及び所在地		平成 18 年 9 月 1 日
		H.B.C 整骨院 八代 八代市建馬町 3-1 2F	整骨院 H.B.C 光の森 菊池郡菊陽町大字津久礼 3310 ゆめタウン光の森 2 階	

熊本県告示第 554 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から廃止の届出があった。

平成 19 年 6 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
6240009	間部病院	間部 一彰	下益城郡美里町永富 333	平成 19 年 4 月 1 日
6070038	保利病院	医療法人至誠会 保利病院	山鹿市大字山鹿 419	平成 19 年 4 月 1 日
6020079	田中医院	田中 十六	人吉市瓦屋町 1440-1	平成 18 年 4 月 14 日
6070073	まえはら泌尿器 科クリニック	前原 昭仁	山鹿市中 975-3	平成 19 年 4 月 1 日
6050039	財津医院	中村 雄一	玉名市伊倉南方 1375	平成 19 年 4 月 10 日

〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
6034038	あさの歯科医院	浅野 司	玉名市山田 1750-10	平成 18 年 7 月 18 日
6014069	久保歯科医院	久保 貴文	八代市築添町 1594-1	平成 18 年 12 月 11 日
6054028	あさの歯科医院	浅野 司	玉名市山田 2203-1	平成 19 年 1 月 31 日

〔薬局〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
0000685	ナナ薬局竜ヶ岳店	有限会社ナナ薬局	上天草市龍ヶ岳町高戸 1237-17	平成 19 年 3 月 31 日
0000708	さくら調剤薬局水上店	アドバンス株式会社	球磨郡水上村岩野 2621-1	平成 19 年 3 月 31 日

熊本県告示第 555 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 15 条の規定により、次の医療機関から辞退の届出があった。

平成 19 年 6 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	辞退年月日
6294003	渡辺歯科医院	渡辺 真介	玉名郡和水町江田 3891 番地 2	平成 19 年 6 月 1 日

熊本県告示第 556 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により構造計算適合性判定機関の指定をしたので、同法第 77 条の 35 の 5 第 1 項の規定により次のとおり公示する。

平成 19 年 6 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 指定構造計算適合性機関の名称 財団法人日本建築センター
- 2 指定構造計算適合性判定機関の住所 東京都千代田区外神田六丁目 1 番 8 号
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
本部 東京都千代田区外神田六丁目 1 番 8 号
大阪事務所 大阪府大阪市中央区南本町一丁目 7 番 15 号
- 4 構造計算適合性判定の業務の開始の日 平成 19 年 6 月 20 日

熊本県告示第 557 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定による構造計算適合性判定機関の指定をしたので、同法第 77 条の 35 の 5 第 1 項の規定により次のとおり公示する。

平成 19 年 6 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 指定構造計算適合性機関の名称 財団法人熊本県建築住宅センター
- 2 指定構造計算適合性判定機関の住所 熊本県熊本市神水一丁目 3 番 1 号
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 熊本県熊本市神水一丁目 3 番 1 号
- 4 構造計算適合性判定の業務の開始の日 平成 19 年 6 月 20 日

熊本県告示第 558 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 6 月 18 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 6 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	満越城本線	上天草市大矢野町大字中字池之迫 同所 5403 番 4 地先から 5362 番 1 地先まで	160.0	単道改

- 2 供用を開始する期日 平成 19 年 6 月 18 日

熊本県告示第 559 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 6 月 18 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 6 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	牛深天草 線	天草市牛深町字井手迫 1636 番 16 地先から 同町字茂串 1621 番 2 地先まで	前	5.4 ～ 8.3	41.0	単橋改
			後	5.5 ～ 18.4		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 6 月 18 日

公 告

熊本県公告第 545 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 6 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画公園 春日万日屋敷公園
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 546 号

中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 55 条第 1 項の規定により、第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたいので、同条第 4 項において準用する法第 36 条第 7 項の規定により、次のとおり当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案を公告し、当該区域案及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 6 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案
八代市の認定中心市街地のうち、旧八代サティ跡地
(八代市本町三丁目 1-1-2、1-1-3、1-1-4、1-1-5、1-1-6、1-48-1、1-49、1-50、1-51-1、1-52、1-53-1、54-1、1-55-1、1-56-1)
- 2 法 55 条第 4 項において準用する法第 36 条第 8 項の規定により八代市第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案に添付する書類
(1) 八代市における中心市街地の区域
南北を前川堤防と都市計画道路八代港線で囲み、東側は球磨川駅地区土地画整理事業、西側は家電量販店までを囲んだ約 156 ヘクタール
(2) 八代市第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めようとする区域における都市機能及び経済活動等の現況

[中心市街地全体の現況]

八代市認定中心市街地は、1622 年に八代城が築城されて以来、まち割が形成され、城下町として栄え、現在まで八代の中心地として開発が進められ、発展してきた。商業集積地としても熊本市に次ぐ県内第 2 位の規模を誇り、近隣市町村からも多くの買物客を集め、最盛期には 3,486 億円の売上高があった。また、中心市街地には多くの公共機関や学校、病院、事業所などの様々な都市機能が集積し、県南最大の商店街として、周辺地域の中核・中核地域となっている。

[都市機能の現況]

しかしながら、八代市においても市郊外や近隣市への大型店の進出などの影響により、中心市街地の商業と核となっていた壽屋八代店が平成 14 年に撤退、また八代

サティが平成 18 年に撤退するなど、中心市街地内の大型店が商業施設として機能していない状況にある。また、そのあおりを受け、中心市街地内の 4 つの商店街振興組合においても空き店舗が増え、商業機能の疲弊化が加速している状況にある。

〔経済活動の現況〕

これに伴い、中心商店街の 4 つの商店街振興組合の年間販売額は平成 15 年から平成 17 年までに 7,770 百万円から 6,233 百万円と約 20% 減少し、中心商店街 6 箇所の通行量も平成 15 年から平成 17 年までに 21,232 人から 14,206 人と約 33% 減少した。中心商店街内において、生鮮品や惣菜などの日々の食料品を購入する場所が減少し、地域の消費者の買物等における利便性が低下し、さらに周辺地域からの集客も落ち込むなど悪循環を生み出している。

- (3) 第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めることにより中心市街地の活性化について期待される効果

〔特定区域を定める具体的な理由〕

前述のような状況に対し、八代市中心商店街においては、アーケードの改築や土曜夜市や特売セールなどのイベントを協力して行い、また季節ごとにアーケードに土飾り付けを行うなどにぎわいの回復に努めている。特に本町一丁目商店街振興組合では、市民劇団を立ち上げ、通町商店街振興組合ではクリスマスにメインストーリーを電飾するなど、周辺地域住民に向けて積極的なアピール活動を展開している。また、そのほかにも八代市・八代商工会議所が一体となって、空き店舗への出店者に対し、家賃補助を行うチャレンジストア事業などを実施し、中心市街地活性化に向けて努力しているが、十分な効果を得られていない。

このような状況下において、八代市では、今後の人口の減少や高齢化に向けて、コンパクトなまちづくりを目指し、中心市街地活性化基本計画を策定し、平成 19 年 3 月 30 日に国に認定申請したところである。

当該中心市街地活性化基本計画において、八代サティの退店により失われた中心市街地の集客力（八代市及び八代商工会議所で行った通行量調査では、サティ退店前の平成 15 年調査の 2,062 人から退店後の平成 18 年調査の 784 人と大幅に減少している。）を取り戻すため、商店街の核となる大規模小売店舗の誘致を図り、かつてのようにまちなぎわいと住民の買物の利便性を高めることを目的として、旧サティ跡地について第二種大規模小売店舗立地法特例区域を設ける旨明記している。

〔期待される効果〕

第二種大規模小売店舗立地法特例区域に指定され、八代サティ跡地に大規模小売店舗が誘致された場合には、中心市街地や周辺地域の居住者の買物の利便性が向上することから、他店の来店者から推定しても約 3,000 人近い来店者が見込まれ、中心商店街のにぎわいの回復と売上高への波及効果が期待できる。

また、八代市中心市街地活性化基本計画では、基本計画で実施するハード・ソフト事業との相乗効果により、中心商店街での通行量及び売上高はともに 10% 増を目標としている。

- (4) 第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めるに当たって考慮した当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域及びその周辺の地域の生活環境の保持に関する事項

特例区域の指定に伴う周辺生活環境へ与える影響について、区域指定の範囲や八代サティ跡地の商業施設再開発計画の内容から総合的に検討を行った結果、次のおり周辺地域の生活環境への影響は少ないものと考えられる。

- ア 区域内で予定されている、商業施設の建替は、ほぼ同一敷地内において行われるものであり、かつ、店舗面積が 10,267㎡（建て替え前：地上 6 階地下 1 階建て）から 1,690㎡（建て替え後：2 階建て）へと大幅に減少しているため周辺生活環境への影響については従前より少なくなるものと考えられる。

- イ 建替え前の施設は昭和 49 年に建築され老朽化していたことを考慮すれば、騒音発生原因の空調室外機等も低騒音型の新しいものへと交換される予定であり、騒音の影響は少なくなるものと考えられるが、営業時間が長くなる予定であるため、店舗側では光害を発生させないような照明設備、住居が面していない場所や屋上への設備機器の設置に係る騒音対策等の対策を講じることとしている。

- ウ 八代市が中心市街地活性化基本計画を策定する際、中心市街地活性化協議会でも十分に議論されてきており、また、八代商工会議所等においても当該地域に商業施設の要望を行っており、かつ、2 階には子育て支援施設等が併設されることから、大規模小売店舗の設置についての地域住民の理解はおおむね得られているものと考えられる。

- (5) 法第 55 条第 4 項において準用する法第 36 条第 2 項の公告の予定年月日

平成 19 年 8 月 1 日

- (6) その他参考となる事項

【改築後の出店計画について】

- ア 大規模小売店舗の店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) JPC 八代商業施設

所在地 八代市本町三丁目 1 番 2 号ほか

- イ 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

(ア) 設置する者

株式会社 JPC 代表取締役社長 柳本邦雄

- 大阪府大阪府中央区南新町一丁目2番4号
- (イ) 小売業を行う者
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野邦雄
福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
- ウ 大規模小売店舗の店舗面積の合計
1,690㎡
- エ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (ア) 駐車場の収容台数 75台
(イ) 駐輪場の収容台数 58台
(ウ) 荷さばき施設の面積 62平方メートル
(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 38立方メートル
- オ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- カ その他施設計画
- (ア) 子どもプラザ(仮称)(75㎡)
(イ) 飲食施設(97㎡)
(ウ) テニススクール(1,536㎡)